

スポーツ推進審議会委員について

設置法令	「スポーツ基本法」に基づき設置されるもので、詳細は「立川市スポーツ推進審議会条例」により定められています。
委員数	各関係団体・機関推薦による委員 10 名、市民公募委員 2 名の合計 12 名です。本市では、企画立案から施策展開、事業のチェックにいたるまでの、あらゆる場面における市政への市民参加を進めています。
職務内容	スポーツ推進計画、その他のスポーツ推進に関する重要事項を調査・審議します。
任期	2 年間です。当期スポーツ推進審議会委員の任期は、令和 3 年 7 月 1 日から令和 5 年 6 月 30 日までです。
開催回数	年間で 3 回程度を予定。
開催日時等	概ね 19:00 より 1 時間 30 分～2 時間程度の会議を予定しています。 会場は、泉市民体育館・研修室となります。
謝礼	市の規定により、審議会への参加に対して謝礼（1 回出席：10,800 円）をお支払いします。